

奈良市公報

号外第4号

平成25年 3月15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 農業集落排水処理施設の供用開始…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 配当計算書の公示送達…………… 1
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 市有財産の公売…………… 3
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 4
- 都市計画用途地域の変更案の公衆縦覧…………… 4
- 都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧…………… 5
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧…………… 5
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 一般競争入札の実施…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（3件）…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定…………… 8
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 8
- 奈良市営墓地使用者の募集…………… 9
- 奈良市特定間伐等促進計画の変更…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 道路の位置指定…………… 10
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 11

公営企業

- 奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程…………… 11
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 11

告示

奈良市告示第663号

東部第2地区農業集落排水事業の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成24年10月16日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に供え置いて縦覧に供します。
平成24年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 供用を開始する年月日
平成24年11月1日
- 2 汚水を排除し、処理する区域
奈良市丹生町の一部

（平成24年10月16日揭示済）

奈良市告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年3月9日 奈良市指令都整開 第11A-38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年10月15日 第1326号
公共施設 平成24年10月15日 第599号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠早月町283番2、283番3及び283番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市秋篠早月町283番2の一部及び283番4の一部

（平成24年10月16日揭示済）

奈良市告示第665号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が

あればいつでも交付します。

平成24年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成24年10月16日揭示済)

奈良市告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年10月17日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護老人保健施設アップル学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成24年10月1日 平成24年10月1日
医療法人北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		

(平成24年10月17日揭示済)

奈良市告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年10月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市百楽園五丁目2番6号	平成24年8月31日
山脇医院	奈良県奈良市小西町11	平成24年8月26日
たけうち小児科医院	奈良県奈良市六条西一丁目12-59	平成24年8月26日
森本歯科医院	奈良県奈良市あやめ池南一丁目7-1	平成24年5月31日
薬局セブンファーマシー三条店	奈良県奈良市大宮町四丁目250西岡第一ビル1階	平成24年9月1日

(平成24年10月18日揭示済)

奈良市告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年10月18日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	東井医院	奈良県奈良市帝塚山二丁目21-21	平成24年9月1日
新	あすかホームクリニック	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	
旧	医療法人松本快生会訪問看護ステーションさわやか	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	平成24年9月1日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	

(平成24年10月18日揭示済)

奈良市告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年10月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号	平成24年9月1日
山脇皮膚科	奈良県奈良市小西町11	平成24年8月27日
のがみこどもクリニック	奈良県奈良市六条西一丁目12-59	平成24年8月27日

奈良ホームデ タルクリニック	奈良県奈良市神殿町164- 1-201	平成24年 10月1日
-------------------	------------------------	----------------

(平成24年10月18日揭示済)

奈良市告示第670号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年10月18日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
(自動車2件)

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	マツダ ファミリアワゴン	平成10年5月	1.49	9,000	900
車-2	ホンダ アクティ軽トラック	平成10年	0.65	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

- 2 入札の方式
ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用した一般競争入札を行う。
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)
なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。
(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)
- 3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布
入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。
(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=>

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成24年10月18日揭示済)

奈良市告示第671号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

000000000)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成24年10月23日(火)午後1時から平成24年11月9日(金)午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込み

① 方法

仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間

平成24年10月23日(火)から平成24年11月9日(金)まで(普通郵便で平成24年11月9日(金)の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車-1	平成24年10月29日(月)から10月31日(水)まで	奈良市左京五丁目2番地 奈良市環境部企画総務課
車-2	午後1時~午後3時 (予約制)	奈良市大安寺西二丁目281番地 奈良市埋蔵文化財調査センター

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間

平成24年11月26日(月)午後1時から平成24年12月3日(月)午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)までのすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。

② 入札(入札金額の入力)は1回のみとし、入札す

る者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成24年12月3日(月)午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

(平成24年10月19日揭示済)

奈良市告示第672号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年10月19日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年10月19日揭示済)

奈良市告示第673号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年10月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年10月22日揭示済)

奈良市告示第674号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)用途地

域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町、七条西町一丁目及び七条西町二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成24年10月23日から平成24年11月6日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年11月6日までに必着するように提出してください。

(平成24年10月23日揭示済)

奈良市告示第675号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町、七条西町二丁目及び鶴舞東町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成24年10月23日から平成24年11月6日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年11月6日までに必着するように提出してください。

(平成24年10月23日揭示済)

奈良市告示第676号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市鶴舞東町及び学園朝日町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成24年10月23日から平成24年11月6日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年11月6日までに必着するように提出してください。

(平成24年10月23日揭示済)

奈良市告示第677号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成24年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業内容等
 - (1) 事業名
奈良市つどいの広場事業の業務委託
 - (2) 募集地域と募集数
 - ① 募集地域①型については、登美ヶ丘、平城東、富雄南、伏見、京西、飛鳥、柳生、興東、田原、月ヶ瀬及び都祁の各中学校通学区域のいずれかの地域に2箇所募集（以下「募集地域①型」という。）
 - ② 募集地域②型については、春日中学校通学区域に1箇所募集（以下「募集地域②型」という。）
 - (3) 事業内容
つどいの広場事業の実施
 - (4) 委託料
委託料の上限は下記のとおりとする。ただし、募集地域②型については、25年度予算の範囲内で支払う。
 - ① 募集地域①型〈24年度〉
(3～4日型) 金593,000円
(5日型) 金726,000円

- ② 募集地域②型〈25年度〉
（3～4日型）金2,966,000円
（5日型） 金3,633,000円
- (5) 委託期間
委託業務の開始日
募集地域①型：平成25年2月1日から平成25年3月31日まで
募集地域②型：平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
- 2 応募資格
- (1) 応募団体
応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
 - ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人
- (2) 応募団体の要件
応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
 - ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
 - ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
 - ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。
- 3 審査方法
応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。
- 4 実施団体の決定
審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 5 手続き等に関する事項
 - (1) 担当課
奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話番号 0742-34-5042
FAX番号 0742-34-4796
 - (2) 募集要項の配布
配布期間
平成24年10月24日（水）から同年11月14日（水）ま

- での日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
配布場所
奈良市子ども未来部子ども育成課（奈良市ホームページからもダウンロード可）
 - (3) 説明会
開催日 平成24年10月31日（水）午前10時から
開催場所 奈良市役所北棟5階第21会議室
 - (4) 書類等の提出
提出期間
平成24年11月1日（木）から同年11月14日（水）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
提出場所
奈良市子ども未来部子ども育成課（提出書類等は、必ず持参してください。）
 - 6 契約の締結
審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。
 - 7 その他
 - (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。
 - (2) 詳細は、募集要項による。
- （平成24年10月23日揭示済）

奈良市告示第678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成24年10月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- （平成24年10月23日揭示済）

奈良市告示第679号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 市道一本松小倉線道路改良事業囑託登記

<p>業務委託</p> <p>(2) 業務場所 奈良市都祁友田町地内</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。</p> <p>(4) 業務概要 嘱託登記業務一式</p> <p>(5) 予定価格 3,060円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>(6) 最低制限価格 1,836円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門(土地家屋調査士)」の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者</p> <p>(3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。</p> <p>3 仕様書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成24年10月24日から平成24年11月21日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p>	<p>(2) 場所 奈良市建設部道路室道路建設課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)</p> <p>4 仕様書等に関する質問</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。</p> <p>ア 提出日時 平成24年11月1日(木)午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 奈良市建設部道路室道路建設課 電話 0742-34-5164</p> <p>ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。</p> <p>(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。</p> <p>ア 平成24年11月7日(水)午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 場所 (1)イに同じ</p> <p>5 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成24年11月22日 14時00分</p> <p>以下省略 (平成24年10月24日揭示済)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定介護機関</th> <th rowspan="2">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">開設者</td> <td rowspan="2">居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導</td> <td rowspan="2">平成24年10月1日 平成24年10月1日</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> <tr> <td>奈良ホームデンタルクリニック</td> <td>奈良県奈良市神殿町164-1-201</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>足立 勝</td> <td>大阪府大阪市東成区大今里西2-5-6</td> </tr> </tbody> </table>	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	所在地	開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年10月1日 平成24年10月1日	名称	主たる事務所の所在地	奈良ホームデンタルクリニック	奈良県奈良市神殿町164-1-201			足立 勝	大阪府大阪市東成区大今里西2-5-6	<p>奈良市告示第680号</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。</p> <p>平成24年10月24日 奈良市長 仲川元庸</p>
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類			指定年月日														
名称	所在地																		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年10月1日 平成24年10月1日																
名称	主たる事務所の所在地																		
奈良ホームデンタルクリニック	奈良県奈良市神殿町164-1-201																		
足立 勝	大阪府大阪市東成区大今里西2-5-6																		
<p>(平成24年10月24日揭示済)</p> <p>奈良市告示第681号</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成24年10月25日 奈良市長 仲川元庸</p>	<p>1 許可の年月日及び番号 平成24年8月9日 奈良市指令都整開 第12A-18号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年10月25日 第1329号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市松陽台四丁目1775番11、1776番1及び1783番2</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市二名平野二丁目2099番地 村田 卓司 (平成24年10月25日揭示済)</p>																		

奈良市告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年8月13日 奈良市指令都整開 第12A-14号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年10月23日 第1327号
公共施設 平成24年10月23日 第600号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来四丁目720番1及び722番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法蓮町410番地の2
株式会社八重桜 代表取締役社長 中山 実男
奈良市宝来三丁目14番8号
中村 孝
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市宝来四丁目720番1の一部及び722番1の一部
(平成24年10月26日揭示済)

奈良市告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年5月18日 奈良市指令都整開 第12A-2号
平成24年10月1日 奈良市指令都整開 第12A-2-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年10月24日 第1328号
公共施設 平成24年10月24日 第601号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名町4540番8、4540番9、4540番10の一部、4542番1、4543番1、4546番3、4546番4、4546番5、4546番6、4549番19、4549番20、4551番10の一部、4551番11、4557番3の一部及び4557番4の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区北堀江四丁目4番8号
株式会社光洋 代表取締役 豊田 靖彦
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路

- 奈良市二名町4540番8の一部及び4551番10の一部
- (2) 緑地
奈良市二名町4540番8の一部、4540番10の一部、4551番10の一部、4551番11の一部、4557番3の一部及び4557番4の一部
- (3) 防火水槽
奈良市二名町4540番8の一部
(平成24年10月26日揭示済)

奈良市告示第684号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年10月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成24年10月26日揭示済)

奈良市告示第685号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成24年10月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

医療機関名	開設者氏名	薬剤師氏名	所在地
白菊薬局	株式会社リオール 代表取締役 重田 憲司	上坂 牧子	奈良市鶴舞東町2番13号
自分薬局 中登美ヶ丘	株式会社シヨーフ薬局 代表取締役 吉川 恵司	西川 直美	奈良市中登美ヶ丘三丁目2番地 ローレルスクエア登美ヶ丘東館II-102号

(平成24年10月26日揭示済)

奈良市告示第686号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
木村 浩美	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	眼科 (視覚障害)	平成24年10月19日
田中 斉祐	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	消化器内科 (肝臓機能障害)	平成24年10月19日

(平成24年10月26日揭示済)

奈良市告示第687号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成24年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 6区画 (A東募集区3区画、A西募集区2区画、C西募集区1区画)
七条町南山墓地 1区画

(2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

平成24年11月1日(木)から11月22日(木)まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所中央棟2階)

イ 送付による申込みの場合

平成24年11月1日(木)から11月22日(木)まで

【必着】

送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、抽選結果送付用80円切手1枚と共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用80円切手1枚及び抽選結果送付用80円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください

い。ただし、区画場所の指定はできません。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せにはお答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守られていない場合は無効になります。

2 公開抽選(申込者多数の場合)

(1) 抽選日時

平成24年11月30日(金)午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所北棟6階第22会議室

(3) 抽選結果については、封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

平成24年12月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所中央棟2階)

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票(申請者のみで続柄記載のもの)及び印鑑を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

平成25年1月11日(金)まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

平成25年2月1日(金)から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所市民生活部生活環境課

0742-34-3502(ダイヤルイン)

(平成24年10月29日揭示済)

奈良市告示第688号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第8項の準用する同条第7項の規定により奈良市特定間伐等促進計画の変更をしたので、同項の規定により次のとおり公表し、当該特定間伐等促進計画を公衆の閲覧に供します。

平成24年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所観光経済部農林課内

(平成24年10月29日揭示済)

奈良市告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年7月4日 奈良市指令都整開 第12A-8号
平成24年10月10日 奈良市指令都整開 第12A-8-1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年10月29日 第1330号
公共施設 平成24年10月29日 第602号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市高畑町170番、171番1、172番、173番及び174番
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町519-21
有限会社若狭住宅 代表取締役 濱岸邦雄
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市高畑町170番の一部、171番1の一部及び172番の一部
 - (2) 下水道
奈良市高畑町170番の一部及び171番1の一部
- (平成24年10月29日揭示済)

奈良市告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
---------	----------	-------

こにしクリニック	奈良県奈良市小西町13番地	平成24年8月1日
----------	---------------	-----------

(平成24年10月29日揭示済)

奈良市告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年10月29日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こにしクリニック	奈良県奈良市小西町13番地	平成24年10月1日

(平成24年10月29日揭示済)

奈良市告示第692号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月30日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年10月30日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年10月30日揭示済)

奈良市告示第693号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年10月30日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市疋田町五丁目448番4
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	22.33m

指定年月日	平成24年10月30日
指定番号	第24008号

(平成24年10月30日揭示済)

奈良市告示第694号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成24年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
七条西町二丁目地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市七条西町一丁目、七条西町二丁目及び石木町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約18.2ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成24年11月1日から同年11月15日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年11月22日までに必着するように提出してください。

(平成24年10月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第12号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月30日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程
奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第109条第3項中「、更に資本剰余金がある場合はこれを処分し」を削る。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(平成24年10月30日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年10月30日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
サカモト水道	山本 誕久	奈良市六条西二丁目3番3号	平成24年10月22日
株式会社陽水奈良営業所	代表取締役 神田 秀雄	奈良市山陵町12-2	平成24年10月22日

(平成24年10月30日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。